

- 33** **桜岡鳥獣保護区**

小城市都市公園条例（平成 17 年小城市条例第 159 号）により設置された小城公園の区域と同公園に隣接する宗教法人岡山神社の区域を合わせた区域

- 34** **唐泉山鳥獣保護区**

佐賀東部森林計画区の有林名塩田・唐泉山 1087 林班 に 小班、有林名谷所・唐泉山 1087 林班 ば 小班、有林名下野・唐泉山 1087 林班 へ 小班及び国有林名美野 1087 林班 と 小班、市有地唐泉山生活環境保全林並びに民有地八天神社有地とを合わせた区域

- 35** **岩屋川内鳥獣保護区**

嬉野市嬉野町大字下宿の国道 34 号と県道大村嬉野線の交点を起点とし、同県道を南東へ進み市道皿屋岩屋川内線との交点に至り、同市道を東へ進み林道田代線との交点に至り、同林道を南東へ進み農道金松線との交点に至り、同農道を西へ進み市道金松線との交点に至り、同市道を南へ進み林道金松1号線との交点に至り、同林道を東へ進み市道鹿谷金松線との交点に至り、同市道を南へ進み県道大村嬉野線との交点に至り、同県道を南へ進み嬉野市宇坪部落の農道宇坪線との交点に至り、同農道を西へ進み佐賀県と長崎県の県境に至り、同県境を北西へ進み農道陣野線との交点に至り、同農道を北へ進み市道陣野1号線との交点に至り、同市道を北へ進み農道小杭線との交点に至り、同農道を東へ進み市道小杭線との交点に至り、同市道を北へ進み市道井手口線との交点に至り、同町道を北へ進み市道下岩屋線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道 34 号との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で開催された区域

- 36** **脊振山鳥獣保護区**

神崎市と佐賀市との境界線と福岡県と佐賀県との境界線との交点を第1起点とし、 第1起点から佐賀県と福岡県との境界線を南東へ進み脊振山南西の九州自然歩道に至り、 同歩道を南へ進み蛤岳を経て南東へ進み国有林佐賀東部森林計画区 14 林班と同 15 林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み永山林道に至り、同林道を南へ進み吉野ヶ里町松隈の森林基幹道蛤横断線との交点に至り、 同基幹道を北西へ進み吉野ヶ里町と神崎市との境界線に至り、 同境界線を北東へ進み国有林と民有林との境界線に至り、 同境界線を北西へ進み県道 305 号脊振山公園線を横断してさらに北西へ進み神崎市と佐賀市との境界線に至り、 同境界線を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区 21 林班と同 22 林班との境界線を経て第1起点に至る線で開催された区域及び国道 385 号と県道 46 号中原三瀬線との交点を第2起点とし、 第2起点から同国道を南へ進み有限会社吉尾土木横の農道に入り、 同農道を西へ進み歩道に至り、 同歩道を北西へ進み林道松隈線との交点に至り、 同林道を南西へ進み林道佐賀東部線との交点に至り、 同林道を北西へ進み市有林と国有林佐賀東部森林計画区 42 林班との境界線に至り、 同林班の林班界を北へ進み国有林佐賀東部森林計画区 40 林班との林班界に至り、 国有林佐賀東部森林計画区 40 林班の林班界を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区 43 林班を経て神崎市神埼町と神崎市脊振町との境界線に至り、 同境界線を北西へ進み国有林佐賀東部森林計画区 41 林班の林班界に至り、 同林班界を北東へ進み県道 46 号中原三瀬線との交点に至り、 同県道を南東へ進み第2起点に至る線で開催された区域

- 37** **日の隈鳥獣保護区**

神崎市神埼町二子にある二子交差点北西側を起点とし、 同地点から県道川久保鳥栖線を西へ進み市道日の隈～唐香原線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道日の隈公園～仁比山公園線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道北外～開拓団線の交点に至り、 同市道を北へ進み九州横断自動車道側道との交点に至り、 同側道を西へ進み佐賀市と神崎市の境界との交点に至り、 同境界を北へ進み神崎市神埼町と神崎市脊振町との境界に至り、 同境界を東へ進み国有林と民有地の境界との交点に至り、 同境界を南へ進み城原トンネルを経て九州横断自動車道との交点に至り、 同自動車道北側を西へ進み菅生川との交点に至り、 同川の右岸側を南東に進み字上善寺と字四本松の字界との交点に至り、 同字界を南へ進み県道川久保鳥栖線との交点に至り、 同県道を南へ進み起点に至る線で開催された区域

- 38** **基山鳥獣保護区**

三養基郡基山町の福岡県と佐賀県の県界と町道長葉山線との交点を起点とし、 同町道を南へ進み町道三国 Ⅸ 丸林線との交点に至り、 同町道を南西へ進み町道城戸1号線との交点に至り、 同町道を南西へ進み町道天台寺線との交点に至り、 同町道を西へ進み町道中山線との交点に至り、 同町道を南へ進み県道基山公園線に至り、 同県道を西へ進み同県道の終点に至り、 同所から里道を北西へ進み契山の谷に至り、 同所を北西へ契山の谷に沿って進み佐賀県と福岡県の県界に至り、 同県界を北東へ進み起点に至る線で開催された区域

- 39** **古木場ダム鳥獣保護区**

西松浦郡有田町戸矢甲近戸川と町道戸矢 21 号線との交点を起点とし、 同町道を東へ進み有田川との交点に至り、 同川を東へ進み町道古木場3号線と里道との交点に至り、 同里道を東へ進み町道戸矢 Ⅷ 境界線との交点に至り、 同町道を南へ進み元山歩道との交点に至り、 同歩道を東へ進み金山山頂へ至り、 同所から北東へ尾根伝いに進み三夜浦山山頂へ至り、 同所から有田町と武雄市との境界を東へ進み農道境野1号線との交点に至り、 同農道を南へ進み町道境野6号線との交点に至り、 同町道を南へ進み町道戸矢 Ⅷ 境界線との交点に至り、 同町道を東へ進み町道境野7号線との交点に至り、 同町道を南へ進み字大谷口と字広切の境界との交点に至り、 同所から同境界を南西へ進み広切山山頂を経て同所から字大谷口と字広切との境界を南へ進み町道境野7号線との交点に至り、 同所から字丸田原と字広切との境界を南へ進み佐賀県と長崎県との県境界に至り、 同所から同県境界を西へ進み字近戸と字岩峠との境界との交点に至り、 同所から同境界を北へ進み県道有田ポーセリンパーク線との交点に至り、 同所から尾根伝いに北へ進み遠見岳山頂を経て、 更に尾根伝いに北へ進み県道有田ポーセリンパーク線との交点に至り、 同県道を東へ進み近戸川との交点に至り、 同所から同川を北へ進み起点に至る線で開催された区域。ただし、黒切手ため池北側の農地を除く。

- 40** **水堂鳥獣保護区**

杵島郡白石町大字馬洗の県道武雄白石線と町道馬洗第2号線と里道との交点を起点とし、 同所から町道馬洗第2号線を東へ進み船野山園内道路との交点に至り、 同園内道路を南へ進み林道船野山線との交点に至り、 同林道を西へ進み県道久間白石線との交点に至り、 同県道を東へ進み町道嘉瀬川線との交点に至り、 同町道を西へ進み林道湯崎線との交点に至り、 同林道を南へ進み湯崎園内道路との交点に至り、 同園内道路を南へ進み林道川津嘉瀬川線との交点に至り、 同林道を南へ進み旧白石町と旧有明町との境界に至り、 同所から同境界を東へ進み町道須古南北線との交点に至り、 同町道を南東へ進み県道白石大町線との交点に至り、 同県道を南へ進み町道辺田三社線との交点に至り、 同町道を西へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、 同町道を南西へ進み町道田野上線との交点に至り、 同町道を西へ進み町道北端高原線との交点に至り、 同町道を南へ進み町道錦橋線との交点に至り、 同町道を東へ進み町道古賀辺田線との交点に至り、 同町道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、 町道古賀辺田線を東へ進み県道白石大町線との交点に至り、 同県道を南東へ進み町道室島坂田線との交点に至り、 同町道を南東へ進み国道 207 号との交点に至り、 同国道を南へ進み町道深浦東部線との交点に至り、 同町道を北西へ進み町道深浦西部線との交点に至り、 同町道を西へ進み町道山ノ根観音線との交点に至り、 同町道を北へ進み町道山ノ根坂田線との交点に至り、 同町道を南東へ進み県道久間深浦線との交点に至り、 同県道を西へ進み白石町と嬉野市との市町境界との交点に至り、 同所から同境界を北東へ進み武雄市と白石町との市町境界との交点に至り、 同所から同境界を北へ進み武雄市の市道永池線と白石町の里道との交点に至り、 同所から同里道を東へ進み起点に至る線で開催された区域

- 41** **糸岐鳥獣保護区**

藤津郡太良町糸岐の城平橋を起点とし、 林道城平1号線を南へ進み作業道城平1号線との交点に至り、 同作業道を南へ進み林道城平線との交点に至り、 同林道を北へ進み作業道当木線との交点に至り、 同作業道を南へ進み町道嘉瀬ノ坂日当線との交点に至り、 同町道を南へ進み町道南木庭線との交点に至り、 同町道を南へ進み町道亀ノ浦 Ⅰ 金目線との交点に至り、 同町道を西へ進み町道大野線との交点に至り、 同町道を北へ進み起点に至る線で開催された区域

鳥獣保護区特別保護地区

- ▲ **北山ダム特別保護地区**

北山ダム鳥獣保護区のうち、佐賀市富士町の北山ダムえん堤を起点とした21世紀県民の森のサイクリングロードで開催された区域

- ▲ **黒髪山特別保護地区**

武雄市の市道宮野線と市道乳待坊線との交点から隈平谷に沿って 400 メートル上流へ漕った地点にある砂防壁の南端を起点とし、 起点から市道乳待坊線を南へ進み大字宮野字古場 1883 番2 地先に至り、 同所と雌岩南端とを直線で結ぶ線に沿って雌岩南端に至り、 同所と黒髪山山頂とを直線で結ぶ線に沿って黒髪山山頂に至り、 同所から有田町と武雄市との市町界を北へ進み伊万里市と武雄市との市界に至り、 同境界を北東へ進み立古場山山頂に至り、 同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、 同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で開催された区域

- ▲ **権現山特別保護地区**

神埼郡吉野ヶ里町の林道杓の瀬線と町道権現平線と林道松隈線との三叉路を起点とし、 林道松隈線を南東へ進み権現山生活環境保全林内の駐車場に至り、 同駐車場から伸びている歩道をアトベンチャーパレー SAGA を左手にみて北西へ進み権現山生活環境保全林と国有林佐賀東部森林計画区 42 林班との境界線に至り、 同境界線を北東へ進み大字松隈字権現平 593 番1地先の小川に至り、 同小川を北へ進み林道杓の瀬線との交点に至り、 同林道を東へ進み起点に至る線で開催された区域

- ▲ **竜門ダム特別保護地区**

西松浦郡有田町広瀬山の竜門ダムを周回する町道大平線と町道広瀬山 Ⅰ 住吉線で囲まれた区域（ダム管理施設を除く。）

- ▲ **多良岳特別保護地区**

多良岳県自然環境保全地域の区域（藤津郡太良町大字多良字多良嶽 8377 番 1 及び 8378 番並びに大字多良字経ヶ嶽 8379 番 1 の一部、8379 番 18 の一部及び 8379 番 36）

特定猟具使用禁止区域

- ① 大和特定猟具使用禁止区域（銃器）**

佐賀市大和町久留間の県道松尾佐賀停車場線と市道今山川上線との交点を起点とし、 同市道を東へ進み県道川上牛津線との交点に至り、 同県道を南へ進み市道川上惣座線との交点に至り、 同市道を東へ進み国道 263 号との交点に至り、 同国道を南へ進み市道久池井中央線との交点に至り、 同市道を東へ進み市道尼寺春日線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道側道 1 号線との交点に至り、 同市道を東へ進み市道小川礪石線との交点に至り、 同市道を南へ進み市道惣座権現原線との交点に至り、 同市道を東へ進み同市金立町大字金立と同市大和町大字久池井の境界との交点に至り、 同境界を南へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、 同県道を西へ進み市道国分 1 号線との交点に至り、 同市道を南へ進み市道尼寺団地健尼線との交点に至り、 同市道を西へ進み尼寺下水路との交点に至り、 同水路を南へ進み同市高木瀬町大字長瀬と同市大和町大字尼寺との境界に至り、 同境界を西へ進み市道天満宮河畔公園線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道石井樋駄市川原線との交点に至り、 同市道を西へ進み市道石井樋祇園さん線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道祇園さん惣座線との交点に至り、 同市道を北へ進み長崎自動車道高架下北側の市道惣座2号線との交点に至り、 同市道を西へ進み市道嘉瀬川堤防2号線との交点に至り、 同市道を南へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、 同県道を西へ進み県道川上牛津線との交点に至り、 同県道を南へ進み市道於保大久保線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道川上中央線との交点に至り、 同市道を西へ進み県道松尾佐賀停車場線との交点に至り、 同県道を北へ進み起点に至る線で開催された区域

- ② 岩田久保泉特定猟具使用禁止区域（銃器）**

神崎市神埼町の市道日の隈唐香原線と県道佐賀川久保鳥栖線との交点を起点とし、 同県道を西へ進み佐賀市と神崎市の境界との交点に至り、 同境界を南へ進み市道草場櫛木線との交点に至り、 同市道を西へ進み農道との分岐点に至り、 同農道を北へ進み市道西原櫛木線との交点に至り、 同市道を北西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、 同県道を西へ進み佐賀市久保泉町の今井出櫛に至り、 同橋梁から巨勢川沿いに北へ進み蜚櫛に至り、 同橋梁から市道宮分西原線を東へ進み県道佐賀脊振線との交点に至り、 同地点から北へ 100 メートル進み里道との交点に至り、 同地点から上分 3 集落と下分集落の境界沿いに東へ進み同市と神崎市の境界との交点に至り、 同境界を北へ進み九州横断自動車道との交点に至り、 同高速道路を東へ進み市道日の隈唐香原線との交点に至り、 同市道を南へ進み起点に至る線で開催された区域

- ③ 巨勢川調整池特定猟具使用禁止区域（銃器）**

佐賀市金立町大字業師丸字牟田口の巨勢川と市の江幹線水路が合流する地点を起点とし、 同水路を西へ進み大字千布字筑州三本柳の里道との交点に至り、 同里道を北へ進み大字千布字雲州三本松の黒川を渡った地点に至り、 同地点から東へ進み巨勢川との交点に至り、 同川を南へ進み起点に至る線で開催された区域（巨勢川調整池全域）

- ④ 佐賀特定猟具使用禁止区域（銃器）**

佐賀市鍋島町の県道 248 号鍋島停車場東山田線と市道 34 号増田植木線との交点を起点とし、 同市道を東へ進み市道 23 号上高木欄久線との交点に至り、 同市道を東へ進み市道 1881 号多布施川堤防線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道 35 号蠣久平尾線との交点に至り、 同市道を東へ進み市道 3761 号坪上南小路線との交点に至り、 同市道を北へ進み市ノ江幹線水路との交点に至り、 同水路に沿って南東へ進み県道 31 号主要地方道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、 同県道南へ進み市道 2151 号新村下武線との交点に至り、 同市道を南へ進み市道 2152 号ひやあらんさん線との交点に至り、 同市道を南へ進み市道 3274 号川副中央幹線との交点に至り、 同市道を南へ進み県道 48 号主要地方道佐賀外環状線との交点に至り、 同県道を西へ進み県道 30 号主要地方道佐賀川副線との交点に至り、 同県道を北へ進み県道 49 号主要地方道佐賀空港線との交点に至り、 同県道を南へ進み県道 48 号主要地方道佐賀外環状線との交点に至り、 同県道を西へ進み国道 444 号との交点に至り、 同国道を西へ進み嘉瀬川との交点に至り、 嘉瀬川沿いに北へ進み国道 34 号との交点に至り、 同国道を東へ進み県道 248 号鍋島停車場東山田線との交点に至り、 同県道を北へ進み起点に至る線で開催された区域。ただし、森林公園鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

- ⑤ 諸富特定猟具使用禁止区域（銃器）**

佐賀市諸富町加与丁の市道加与丁 Ⅰ 尾ノ島橋線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、 同県道を南へ進み市道上大津中央線との交点に至り、 同市道を東へ進み市道上大津北1部1号線と市道千歳大堂村線との交点に至り、 同市道を南へ進み市道東部ライスセンター橋津線との交点に至り、 同市道を東へ進み市道橋津第5号線との交点に至り、 同市道を北へ進み市道橋津第2号線との交点に至り、 同市道を北へ進み県道諸富西島線との交点に至り、 同県道を南へ進み国道 444 号との交点に至り、 同国道を南へ進み市道諸富 Ⅰ 石塚線との交点に至り、 同市道を北西へ進み国道 208 号との交点に至り、 同国道を北西へ進み同市北川副町大字光法と同市諸富町大字山領の境界との交点に至り、 同境界を東へ進み市道加与丁 Ⅰ 尾ノ島橋線との交点に至り、 同市道を東へ進み起点に至る線で開催された区域

- ⑥ 川副特定猟具使用禁止区域（銃器）**

佐賀市川副町大字犬井道の県道佐賀川副線と同市川副町の第2線堤防から北へ2つ目の水路との交点を起点とし、 同水路を東へ進み同堤防との交点に至り、 同堤防を北へ進み筑後川の支流早津川川の第1線堤防との交点に至り、 同堤防の外周を南へ進み有明海及び八田江河口を経て第2線堤防との交点に至り、 同所と接続した水路を北へ進み同堤防と同水路との交点から北へ2つ目の東西の水路との交点に至り、 同水路を東に進み起点に至る線で開催された区域

- ⑦ 波戸岬地区特定猟具使用禁止区域（銃器）**

波戸岬先端の神社を起点とし、 海岸線を東方へ進み波戸漁港小童神社に至り、 波戸港線を南下し県道波戸岬線との交点に至り、 同所を北上し波戸バス停に至り、 西方へ公園道路を進みキャンプ場を過ぎ玄海水産振興センター種苗開発室の敷地西側境界を海岸まで至り、 海岸線を北上し起点まで至る区域

- ⑧ 呼子特定猟具使用禁止区域（銃器）**

唐津市呼子町殿ノ浦の国道 204 号名護屋大橋と同町の海岸線との交点を起点とし、 同所から海岸線を北へ進み小友漁港の西側の呼子南防波堤に至り、 同所から南へ進み市道坊山小友線に至り、 同所から同市道を西へ進み国道 382 号との交点に至り、 同所から国道 204 号と市道呼子環状東線との交点に至り、 同市道を南へ進み県道鎮西唐津線と県道肥前呼子線との交点に至り、 同所から県道肥前呼子線を西へ進み国道 204 号との交点に至り、 同国道を西へ進み起点に至る線で開催された区域及び加部島全域

- ⑨ セン釜地区特定猟具使用禁止区域（銃器）**

唐津市湊屋形石のセン釜公園北西端の眼鏡岩を起点とし、 北東に海岸線を進み土器崎、 セン釜を経て 5.5メートル海岸線を南下し進み2メートル道路との交点に至り、 同所を西北に進み七ツ釜公園駐車場道路を西北へ海岸線を起点まで北上する区域

- ⑩ 神集島特定猟具使用禁止区域（銃器）**

唐津市神集島全域